

## 三田市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三田市におけるブロック塀等の所有者がその全部又は一部を撤去する工事(以下「撤去工事」という。)に対して補助金を交付することにより、地震等の自然災害及び老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図り、もって道路通行者の安全確保等に資することを目的とし、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造(これに類する構造のもの及びこれに附属するものを含む。)の塀をいう。
- (2) 個人住宅 個人が所有する一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいう。(店舗等の住宅以外の用途を兼ねる場合は、当該用途に供する部分の床面積の合計が建物全体の床面積の2分の1未満のものに限る。)ただし、一戸建ての住宅はその全部を、長屋及び共同住宅はその過半の戸数を賃貸の用に供しているものを除く。
- (3) 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条及び第39条に規定する保育所をいう。
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 社会福祉施設 老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、保護施設、児童福祉施設(保育所及び認定こども園を除く。)、婦人保護施設その他これらに類する施設をいう。ただし、地方公共団体が認可等を行ったものに限る。
- (7) 申請者 規則第4条に基づき補助金の交付を申請する者をいう。

(8) 補助事業者 規則第5条に基づく通知を受けた者をいう。

(9) 施工者 申請者の依頼を受けてブロック塀等の撤去を行う者をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助事業の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 三田市内に設置されたもの

(2) 個人住宅、幼稚園、保育所、認定こども園又は社会福祉施設に附属するもの。

ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有する施設に附属するものは除く。

(3) 一般の通行の用に供する道（通路等を含む。）に面しているもの

(4) 高さ80センチメートル以上のもので、別表の基準に適合しない項目があるもの又は一般社団法人日本建築学会発行の「既存コンクリートブロック塀の耐震診断指針（案）」による1次診断又は2次診断で安全性が確認できないもの  
(補助対象者)

第4条 この事業における補助の対象者は、補助対象ブロック塀等の所有者とし、かつ市税を滞納していない者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、ブロック塀等の撤去工事（以下「補助対象工事」という。）に要する経費とし、撤去費、整地費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費とする。

2 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 請負契約に基づく工事であること。

(2) ブロック塀等の一部を撤去する工事にあつては、撤去しない部分の安全性が確認できること。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路内にあるブロック塀等については、その全部を道路の地盤面まで撤去するものに限る。

(3) 補助対象工事に対して、国、地方公共団体（本市を含む。）等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第6条 補助金額は前条第1項に規定する補助対象工事に係る経費の合計額の3分の2以内で、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、次の各号

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 個人住宅 100,000円
- (2) 幼稚園、保育所又は認定こども園 450,000円
- (3) 社会福祉施設 800,000円

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等撤去工事概要書
- (2) ブロック塀等点検表
- (3) 付近見取図（ブロック塀等の位置を明示したもの）
- (4) 現況写真（補助対象ブロック塀等の全景及び第3条第4号への該当が判別できるもの）
- (5) 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）
- (6) ブロック塀等の所有者が確認できるもの
- (7) 市税を滞納していないことの調査に関する同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 撤去しようとする補助対象ブロック塀等の所有者が複数あるときは、規則第4条の交付申請はその代表者が行うことができるものとし、この場合にあつては、前項各号に掲げる書類に加え、申請者以外の所有者全員の同意書を添付するものとする。

3 撤去しようとする補助対象ブロック塀等が区分所有建物の附属物であるときは、規則第4条の交付申請は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「法」という。）第3条に規定する区分所有者の団体をいう。）が行うことができるものとし、この場合にあつては、第1項各号に掲げる書類に加え、撤去工事を行うことについて法第18条第1項の規定による決議を得たことを証する書類を添付するものとする。

4 市長は、前3項に掲げる書類の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(交付の申請の時期)

第8条 規則第4条の規定に基づく交付の申請は、補助対象工事の請負契約を締結する前に行わなければならない。

(補助事業等の着手の届出)

第9条 市長は、補助事業者が補助事業等に着手（補助対象工事の請負契約を締結することをいう。）した場合は、その旨を届け出るよう求めることができる。

(事業の遂行状況報告等)

第10条 規則第10条第1項の規定に基づく報告は、危険ブロック塀等撤去事業遂行状況報告請求書により、補助事業等の遂行状況等について求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告を求められた場合は、危険ブロック塀等撤去事業遂行状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに危険ブロック塀等撤去事業遂行困難状況報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(是正命令)

第11条 市長は、規則第11条の規定に基づく実績報告又は前条第2項の規定による報告を受けた場合において、補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、危険ブロック塀等撤去事業是正命令書により、必要な措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了した場合は、危険ブロック塀等撤去事業遂行状況報告書に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、規則第11条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事の領収書の写し（施工者から補助事業者に発行されたもの）
- (2) 当該撤去工事の施工写真及び撤去後の全景が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(台帳の整備)

第13条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金台帳を整備するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月15日から施行する。  
(補助金の交付申請等の特例)
- 2 第3条の補助対象ブロック塀等に該当するもので、平成30年6月18日からこの要綱の施行の日の前日までの間に撤去工事に着手したものについては、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に同条に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して平成31年3月22日までに市長に提出し、補助金の交付を申請することができる。
  - (1) ブロック塀等撤去工事概要書
  - (2) ブロック塀等点検表
  - (3) 付近見取図（ブロック塀等の位置を明示したもの）
  - (4) 撤去工事前の写真（補助対象ブロック塀の全景及び第3条第4号への該当が判別できるもの）又はこれに代わるもの
  - (5) 撤去工事後の全景が分かる写真
  - (6) 撤去工事の見積書又は請求書の写し（施工者が発行し、補助対象経費の明細が明記されたもの）
  - (7) 撤去工事の領収書の写し（施工者から補助事業者が発行されたもの）
  - (8) ブロック塀等の所有者が確認できるもの
  - (9) 市税を滞納していないことの調査に関する同意書
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 第7条第2項から第4項まで、第10条第1項及び第2項、第11条の規定は、前項の交付申請について準用する。
- 4 第2項の交付申請をした者については、第7条第1項、第8条、第9条、第10条第3項、第12条の規定は適用しない。
- 5 第2項の交付申請をした場合において、規則第18条の規定により規則第11条、第13条に規定する手続を省略し、規則第5条第2項の補助金等交付決定通知書は規則第13条における補助金等確定通知書を兼ねるものとする。  
(この要綱の失効)
- 6 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

1 補強コンクリートブロック造の塀

項 目		基 準
(1)	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。
(2)	塀の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上である。
		高さ2m以下の塀で10cm以上である。
(3)	控壁（塀の高さが1.2mを超える場合）	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控壁がある。
(4)	基礎	コンクリートの基礎がある。
(5)	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
備考 上記(1)～(5)の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。		
(6)	鉄筋	(塀の壁内) 直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。 (控壁の壁内) 直径9mm以上の鉄筋が配筋されている。
(7)	基礎（塀の高さが1.2mを超える場合）	基礎の丈が35cm以上、根入れ深さが30cm以上ある。

2 組積造の塀

項 目		基 準
(1)	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。
(2)	塀の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある。
(3)	控壁	塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが前号の必要寸法の1.5倍以上ある。
(4)	基礎	コンクリートの基礎がある。
(5)	傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。

備考 上記(1)～(5)の全ての項目において基準を満たす場合のみ、次の項目について、基準を満たしているか確認する。

(6)	基礎	根入れ深さが20cm以上ある。
-----	----	-----------------